

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会 (JPA) 事務局

発行責任者/斉藤幸枝

〒170-0002 東京都豊島区巣鴨 1-11-2 巣鴨陽光ハイツ604号

TEL03-6902-2083 FAX03-6902-2084 jpa@ia2.itkeeper.ne.jpJPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

「医療費助成 経過措置後の患者実態が明らかに」

1月19日(土)に厚生労働省「難病患者の支援体制に関する研究班」(代表=小森 哲夫・国立病院機構箱根病院院長) 班会議が開催され、医療費助成制度経過措置終了後の患者実態調査の結果が報告されました。

この調査は、研究班が8県の協力を得て追跡調査として行い、経過措置終了後の認定状況と受療状況についての報告がなされました。調査への同意が得られた5,994名中3,031名から回答があり(回収率50.6%)、経過措置対象者は、2,274名(75%)でした。このうち、引き続き認定されたのは、1,795名(78.9%)、479名が認定なしあるいは不明でした。

また、両者の平均通院回数は、引き続き認定された1,795名が2017年の半年で5.7回、18年の半年では5.2回あったのに対し、不認定となった204名では、17年の半年の5.3回から18年の半年で3.6回と大きく低下していることが分かりました。

この調査結果については、1月23日付の毎日新聞朝刊2面でも記事が掲載され、JPAの森代表理事も「受診を抑制している患者もいるとみられ、重症化が心配だ。制度から外れることで、情報が断たれてしまう不安が出るのも当然だ」とコメントをしました。

調査結果をどのように分析・解釈するか、今後、報告書がまとめられ、厚労省難病対策委員会でも議論がなされるものと思われます。(文責:大坪)

毎日新聞朝刊2面掲載

2019年(平成31年)1月23日(水) 14版 ◇

総合 2

難病「軽症」受診減る

15万人助成外れ抑制か

厚労省研究班

難病患者への医療費助成制度の変更に伴い、軽症の患者ら約15万人が制度対象から外れた問題で、対象外となった患者は半年の平均通院回数が5.3回から3.6回に減ったことが、厚生労働省研究班(代表=小森 哲夫・国立病院機構箱根病院院長)の調査で明らかになった。軽症者の受診頻度の変化がデータで示されたのは初めて。費用負担増から受診を控えた可能性を指摘する声もあり、研究班は軽症者を把握できる制度見直しの必要性を訴えている。

2015年の難病法施行で軽症者は原則として助成の対象外となったが、経過措置で17年末まで助成を受けられた。研究班は8県の協力を得て、患者約3000人を追跡調査した。

その結果、経過措置後も認定が継続され助成が受けられた1795人は17年の通院頻度が半年で5.7回、18年は5.2回だったのに対し、助成対象外となった204人では17年の5.3回から18年は3.6回と大きく減った。

困難に感じていることを聞くと「制度の相談先がない」「難病相談・支援センターの利用」を挙げた助成対象外の患者の割合が、認定患者を上回り、制度から切り離されることへの不安の強さをうかがせた。

小森氏は「助成対象外の患者の8割超は経過措置後の病状が「軽快・不変」と答えており、病状が安定し通院頻度が減ったなら喜ばしい。だが、これが続くことは限らず、悪化した時にすぐに支援につなげるため、軽症者の登録制度などの検討が必要だ」と指摘する。

患者団体「日本難病・疾病団体協議会(JPA)」の森幸子代表理事は「受診を抑制している患者もいるとみられ、重症化が心配だ。制度から外れることで、情報が断たれてしまう不安が出るのも当然だ」と話し、19年度に本格化する難病法の見直し議論で軽症者対応の再考を求める考えを示した。

【横田愛】